

国自技第11号
国自審第76号
警察庁丁交企発第99号
平成29年4月14日

一般社団法人 日本自動車工業会会長 殿

国土交通省自動車局

技術政策課長

審査・リコール課長

警察庁交通局

交通企画課長



安全運転支援システム（レベル2の自動走行システム）の使用上の注意に関するユーザーへの周知等について（要請）

昨年11月、千葉県八千代市において、日産自動車製の試乗車が「プロパイロットシステム」を使用した走行中に、運転者が前方停止車両を認識していたにも関わらず、自動車販売店店員の誤った認識に基づく指示により、ブレーキをかけずに走行した結果、走行環境の影響から衝突被害軽減ブレーキが作動せず、前方停止車両に追突し、前方停止車両に乗車中の2名が負傷する事故が発生しました。

昨年7月に周知の通り、現在実用化されている「自動運転」機能は、運転者が責任を持って安全運転を行うことを前提とした「運転支援技術」であり、運転者に代わって車が自律的に安全運転を行う、完全な自動運転ではありません。

このため、運転者は、その機能の限界や注意点を正しく理解し、機能を過信せず、責任を持って安全運転を行う必要があります。

つきましては、引き続き、自動運転技術の開発・普及を促進するためにも、以上の点について、自動車の販売時等に、販売店員は機能の限界や注意点を正しく理解した上で、自動車ユーザーの方に十分に説明していただきますよう、貴会傘下会員に周知徹底方よろしく申し上げます。



国自技第11号
国自審第76号
警察庁丁交企発第99号
平成29年4月14日

日本自動車輸入組合理事長 殿

国土交通省自動車局

技術政策課長

審査・リコール課長

警察庁交通局

交通企画課長



安全運転支援システム（レベル2の自動走行システム）の使用上の注意に関するユーザーへの周知等について（要請）

昨年11月、千葉県八千代市において、日産自動車製の試乗車が「プロパイロットシステム」を使用した走行中に、運転者が前方停止車両を認識していたにも関わらず、自動車販売店店員の誤った認識に基づく指示により、ブレーキをかけずに走行した結果、走行環境の影響から衝突被害軽減ブレーキが作動せず、前方停止車両に追突し、前方停止車両に乗車中の2名が負傷する事故が発生しました。

昨年7月に周知の通り、現在実用化されている「自動運転」機能は、運転者が責任を持って安全運転を行うことを前提とした「運転支援技術」であり、運転者に代わって車が自律的に安全運転を行う、完全な自動運転ではありません。

このため、運転者は、その機能の限界や注意点を正しく理解し、機能を過信せず、責任を持って安全運転を行う必要があります。

つきましては、引き続き、自動運転技術の開発・普及を促進するためにも、以上の点について、自動車の販売時等に、販売店員は機能の限界や注意点を正しく理解した上で、自動車ユーザーの方に十分に説明していただきますよう、貴組合傘下会員に周知徹底方よろしくお願ひします。



国自技第11号
国自審第76号
警察庁丁交企発第99号
平成29年4月14日

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局

技術政策課長



審査・リコール課長



警察庁交通局

交通企画課長



安全運転支援システム（レベル2の自動走行システム）の使用上の注意に関するユーザーへの周知等について（要請）

昨年11月、千葉県八千代市において、日産自動車製の試乗車が「プロパイロットシステム」を使用した走行中に、運転者が前方停止車両を認識していたにも関わらず、自動車販売店店員の誤った認識に基づく指示により、ブレーキをかけずに走行した結果、走行環境の影響から衝突被害軽減ブレーキが作動せず、前方停止車両に追突し、前方停止車両に乗車中の2名が負傷する事故が発生しました。

昨年7月に周知の通り、現在実用化されている「自動運転」機能は、運転者が責任を持って安全運転を行うことを前提とした「運転支援技術」であり、運転者に代わって車が自律的に安全運転を行う、完全な自動運転ではありません。

このため、運転者は、その機能の限界や注意点を正しく理解し、機能を過信せず、責任を持って安全運転を行う必要があります。

つきましては、引き続き、自動運転技術の開発・普及を促進するためにも、以上の点について、自動車の販売時等に、販売店員は機能の限界や注意点を正しく理解した上で、自動車ユーザーの方に十分に説明していただきますよう、貴組合傘下会員に周知徹底方よろしく申し上げます。



国自技第11号
国自審第76号
警察庁丁交企発第99号
平成29年4月14日

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局

技術政策課長

審査・リコール課長

警察庁交通局

交通企画課長



安全運転支援システム（レベル2の自動走行システム）の使用上の注意に関するユーザーへの周知等について（要請）

昨年11月、千葉県八千代市において、日産自動車製の試乗車が「プロパイロットシステム」を使用した走行中に、運転者が前方停止車両を認識していたにも関わらず、自動車販売店店員の誤った認識に基づく指示により、ブレーキをかけずに走行した結果、走行環境の影響から衝突被害軽減ブレーキが作動せず、前方停止車両に追突し、前方停止車両に乗車中の2名が負傷する事故が発生しました。

昨年7月に周知の通り、現在実用化されている「自動運転」機能は、運転者が責任を持って安全運転を行うことを前提とした「運転支援技術」であり、運転者に代わって車が自律的に安全運転を行う、完全な自動運転ではありません。

このため、運転者は、その機能の限界や注意点を正しく理解し、機能を過信せず、責任を持って安全運転を行う必要があります。

つきましては、引き続き、自動運転技術の開発・普及を促進するためにも、以上の点について、自動車の販売時等に、販売店員は機能の限界や注意点を正しく理解した上で、自動車ユーザーの方に十分に説明していただきますよう、貴組合傘下会員に周知徹底方よろしくお願ひします。



国自技第11号
国自審第76号
警察庁丁交企発第99号
平成29年4月14日

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局

技術政策課長

審査・リコール課長

警察庁交通局

交通企画課長



安全運転支援システム（レベル2の自動走行システム）の使用上の注意に関するユーザーへの周知等について（要請）

昨年11月、千葉県八千代市において、日産自動車製の試乗車が「プロパイロットシステム」を使用した走行中に、運転者が前方停止車両を認識していたにも関わらず、自動車販売店店員の誤った認識に基づく指示により、ブレーキをかけずに走行した結果、走行環境の影響から衝突被害軽減ブレーキが作動せず、前方停止車両に追突し、前方停止車両に乗車中の2名が負傷する事故が発生しました。

昨年7月に周知の通り、現在実用化されている「自動運転」機能は、運転者が責任を持って安全運転を行うことを前提とした「運転支援技術」であり、運転者に代わって車が自律的に安全運転を行う、完全な自動運転ではありません。

このため、運転者は、その機能の限界や注意点を正しく理解し、機能を過信せず、責任を持って安全運転を行う必要があります。

つきましては、引き続き、自動運転技術の開発・普及を促進するためにも、以上の点について、自動車の販売時等に、販売店員は機能の限界や注意点を正しく理解した上で、自動車ユーザーの方に十分に説明していただきますよう、貴組合傘下会員に周知徹底方よろしくお願ひします。